

個人情報保護制度改正 論点整理用個票

検討事項		条例要配慮個人情報の追加の要否について
関連 条文	改正法	第60条第5項
	条例	第3条第3項
概 要		<p>1 要配慮個人情報とは 要配慮個人情報とは、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報をいう。</p> <p>2 条例要配慮個人情報とは 地方公共団体の機関等が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、<u>地域の特性等に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして、地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報</u>をいう（法第60条第5項）。</p> <p>3 本県における規定の要否 条例要配慮個人情報に関する取扱いは、条例で規定した地方公共団体にのみ適用されるものであり、条例要配慮個人情報を規定するかは、各地方公共団体に委ねられている。</p>
論 点		<p>1 条例要配慮個人情報の追加が必要か。</p> <p>2 現行条例の収集制限情報と法の要配慮個人情報の取扱いに差異はあるか。</p>

<p>検 討</p>	<p>論点 1</p> <p>条例要配慮個人情報の追加が必要か。</p> <p>条例の収集制限のある個人情報と法の要配慮個人情報の内容には差異がないことに鑑みれば、特段、条例要配慮個人情報を追加する必要はないと考えられる。</p> <p>論点 2</p> <p>条例の収集制限情報と法の要配慮個人情報の取扱いに差異はあるか。</p> <p>現条例では要配慮個人情報と同様の内容について、原則収集を禁じており、法令に基づく場合等に例外的に収集を認めている（条例第3条第3項。以下、「収集制限情報」という。）。</p> <p>一方、改正法においては、要配慮個人情報の収集制限に関する規定は置かれていないものの、<u>個人情報の保有は、法令の定める所掌事務の遂行に必要な場合に利用目的の達成に必要な範囲内でのみ認められ、実質的に個人情報を保有できる範囲は、概ね同様である</u>との見解が個人情報保護委員会から示されている。</p> <p>したがって、現条例と同水準の個人情報の保護が図られ、取扱いに差異はないといえる。</p>
<p>方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例要配慮個人情報を追加する必要はないと考えられる。 ・ 今後、県の新たな施策や社会状況の変化等を踏まえて、随時確認を行うことが望ましい。

個人情報保護制度改正 論点整理用個票

検討事項		個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項									
関連 条文	改正法	第75条第5項									
	条例	第10条									
概要		<p>改正法では、個人情報ファイルを保有する場合には、その保有する個人情報ファイルの概要を記載した個人情報ファイル簿（以下「ファイル簿」）を作成し、公表しなければならないとされている。</p> <p>このファイル簿に加えて、引き続き、条例で定めることにより、個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿（以下「新登録簿」）の作成、公表を行うことも可能とされている。</p> <p>現在、条例第10条の規定により作成・公表している「個人情報取扱事務登録簿（以下、「現登録簿」という。）」がこれに当たる。</p>									
論点		新登録簿の作成及び公表をすべきか。									
検討		<p>1 ファイル簿・現登録簿の相違点</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 45%;">ファイル簿</th> <th style="width: 45%;">現登録簿</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>作成趣旨</td> <td>地方公共団体等が保有する個人情報ファイルについて、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、地方公共団体等における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する情報の利用の実態をよりの確に認識する。</td> <td>実施機関が個人情報を取り扱うに当たって、その態様を明らかにするとともに、県民等が個人情報の所在や内容を確認することができるようにする。</td> </tr> <tr> <td>作成対象</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政機関が保有している個人情報を含む情報の集合体で検索可能なもの ・ 個人情報1,000件以上のもの </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検索可能な状態で個人情報が記録された公文書を使用する事務 ・ 個人情報の件数に制限なし </td> </tr> </tbody> </table>		ファイル簿	現登録簿	作成趣旨	地方公共団体等が保有する個人情報ファイルについて、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、地方公共団体等における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する情報の利用の実態をよりの確に認識する。	実施機関が個人情報を取り扱うに当たって、その態様を明らかにするとともに、県民等が個人情報の所在や内容を確認することができるようにする。	作成対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政機関が保有している個人情報を含む情報の集合体で検索可能なもの ・ 個人情報1,000件以上のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索可能な状態で個人情報が記録された公文書を使用する事務 ・ 個人情報の件数に制限なし
	ファイル簿	現登録簿									
作成趣旨	地方公共団体等が保有する個人情報ファイルについて、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、地方公共団体等における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する情報の利用の実態をよりの確に認識する。	実施機関が個人情報を取り扱うに当たって、その態様を明らかにするとともに、県民等が個人情報の所在や内容を確認することができるようにする。									
作成対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政機関が保有している個人情報を含む情報の集合体で検索可能なもの ・ 個人情報1,000件以上のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索可能な状態で個人情報が記録された公文書を使用する事務 ・ 個人情報の件数に制限なし 									

	<p>2 上記1を踏まえた検討</p> <p>ファイル簿の作成対象とならない1,000件未満の個人情報ファイルについては、引き続き、登録簿を作成しなければ公表されないこととなる。</p> <p>そのため、法施行後も、現登録簿と同様のものを対象に新登録簿を作成することは、個人情報の適正な管理、本人の権利利益の保護の観点から見て、より望ましいと考えられる。また、新登録簿により、保有個人情報を所属が把握しておくことは、ファイル簿の作成・管理にとっても有益であると考えられる。</p>
<p>方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の適正な管理、本人の権利利益の保護の観点から、ファイル簿に加えて、新登録簿を作成・公表することが望ましい。 ・新登録簿の作成に当たっては、各所属の過度な負担とならないよう、現登録簿を基本に、ファイル簿の登録事項を踏まえつつ、可能な限り記載事項を簡素化することが望ましい。

個人情報保護制度改正 論点整理用個票

検討事項		個人情報開示請求に対し不開示とする情報の内容について
関連 条文	改正法	第78条第2項
	条例	情報公開条例第7条第1項
概要		<p>法第78条第2項の規定について</p> <p>(1) 情報公開条例では開示となる情報が、改正法で不開示情報として規定されている場合であっても、当該情報を条例で規定することにより、不開示情報から除くことが可能。 (例：職務遂行に係る情報に含まれる公務員の氏名) <u>※改正法では、公務員の職名までが開示対象。</u></p> <p>(2) 情報公開条例では開示しないこととされている情報が、改正法で不開示情報として規定されていない場合であっても、情報公開法上の不開示情報に準ずる情報については、当該情報を条例で規定することにより不開示情報に追加することが可能。 (例：児童相談、調査及び判定に関する記録（法令秘情報）) <u>※改正法では、不開示情報としての規定なし。</u></p>
論点		本県情報公開条例の非開示情報との整合性を確保するため、条例に定めることにより、改正法の不開示情報から除く、又は、不開示情報として追加する必要があるか。
検討		<p>1 情報公開条例で開示とされる情報</p> <p>(1) 公務員の氏名に関する情報</p> <p>情報公開条例第7条第1項第1号では、非開示情報として「個人情報」が規定されており、その例外（ただし書ハ）として開示される情報である。</p> <p>当該情報については、警察の警部補以下の階級にある警察職員を除き、通常、職員録の販売等により、公にされている状況に鑑みれば、法第78条第1項第2号イ（慣行公情報）として取扱うことが可能。</p>

(2) 懇談会等の開催に係る個人情報

情報公開条例第7条第1項第1号では、非開示情報として「個人情報」が規定されており、その例外（ただし書二）として開示される情報である。

当該情報については、法第78条第1項第2号イ（慣行公情報）として取扱うことが可能。

2 情報公開条例で非開示とされる情報

(1) 任意提供情報

情報公開条例第7条第1項第5号では、非開示情報として「任意提供情報」が規定されている。

当該情報については、法第78条第1項第3号ロ（法人等の任意提供情報）の規定はあるが、個人に係る規定がない。

この点については、同項2号（開示請求者以外の個人情報）の規定により不開示を検討することが可能。

(2) 法令秘情報

情報公開条例第7条第1項第7号では、非開示情報として「法令秘情報」が規定されている。

当該情報については、法令秘となった実質的な理由を検討することで、法第78条第1項各号に該当すると判断できる場合には、不開示とすることが可能。

(3) 議員個人・会派情報

情報公開条例第7条第1項第8号では、非開示情報として「議員個人・会派情報」が規定されている。

当該情報については、議員個人の場合は法第78条第1項第2号（開示請求者以外の個人情報）、会派情報の場合は同項第3項イ（事業情報）の規定により不開示を検討することが可能。

方向性	<ul style="list-style-type: none">・ 本県情報公開条例で開示することとされている情報について、法第78条第1項各号の不開示情報とされており本県情報公開条例との整合を確保するため不開示情報から除く旨の規定を法施行条例において設ける必要があるものは認められず、規定の必要はないものと考えられる。・ 本県情報公開条例の非開示情報との整合を確保するため、法施行条例において不開示情報として追加する必要があるものは認められず、規定の必要はないものと考えられる。
------------	---

個人情報保護制度改正 論点整理用個票

検討事項		開示・訂正・利用停止請求の決定期限について												
関連 条文	改正法	第83条第1項、第2項												
	条例	第18条、第19条												
概要		<p>1 条例と法の比較</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>決定期限等</th> <th>現条例</th> <th>法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">開示</td> <td>決定期限</td> <td>15日(18条①)</td> <td>30日(83条①)</td> </tr> <tr> <td>期間の延長</td> <td>15日(18条②)</td> <td>30日(83条②)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 決定期限等の短縮</p> <p>開示請求・訂正請求・利用停止請求（以下、「開示請求等」という。）の手續に関する事項については、法の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることが可能とされており（法108条）、開示請求等の決定期限と延長可能期間（以下、「決定期限等」という。）を法定の決定期限等より短縮することもできる。</p>			決定期限等	現条例	法	開示	決定期限	15日(18条①)	30日(83条①)	期間の延長	15日(18条②)	30日(83条②)
	決定期限等	現条例	法											
開示	決定期限	15日(18条①)	30日(83条①)											
	期間の延長	15日(18条②)	30日(83条②)											
論点		法に定める開示請求の決定期限等の日数を、現行条例の決定期限等に短縮するか。												
検討		<p>1 他都道府県の規定状況</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>〈参考〉</p> <p>決定期限 15 日、延長可能期間 30 日が 18 県</p> <p>決定期限 15 日、延長可能期間 45 日が 17 府県</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・当県の決定期限 15 日は他都道府県と同等。 ・延長可能期間 15 日は他都道府県と比較して短い。 <p>2 開示請求の決定期限について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法の決定期限(30日)を採用した場合、現行条例の場合と比べ、開示請求者が開示決定等を受けるまでの期間が長くなり、開示請求者にとっては不利益な制度の変更ということとなる。 												

	<ul style="list-style-type: none"> ・近年の状況を見てみると、決定期限の延長を行った請求は全体の1割以下であり、ほとんどの開示請求が延長することなく処理できている。 ・これらの要素を考慮すると、現条例の決定期限を維持することが望ましい。 <table border="1" data-bbox="528 555 1353 801"> <thead> <tr> <th></th> <th>R3</th> <th>R2</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>請求件数</td> <td>561件</td> <td>566件</td> <td>533件</td> </tr> <tr> <td>延長件数 (特例延長含)</td> <td>17件</td> <td>37件</td> <td>35件</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>3%</td> <td>6.5%</td> <td>6.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 開示請求の期間延長について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現条例では、期限を延長した場合の決定までの期限は最大30日であり、法の期限（最大60日）とは30日の開きが生じる。 ・上記2の場合と同様に、事務処理上支障なく処理できている。 ・これらの要素を考慮すると、現条例の期限を維持することが望ましい。 		R3	R2	R1	請求件数	561件	566件	533件	延長件数 (特例延長含)	17件	37件	35件	割合	3%	6.5%	6.5%
	R3	R2	R1														
請求件数	561件	566件	533件														
延長件数 (特例延長含)	17件	37件	35件														
割合	3%	6.5%	6.5%														
<p>方向性</p>	<p>開示請求の決定期限等は、法に定める期限を短縮し、現条例の決定期限に合わせることを望ましい。</p>																

個人情報保護制度改正 論点整理用個票

検討事項		開示請求に係る手数料
関連 条文	改正法	第 8 9 条第 2 項
	条例	第 2 3 条
概 要		<p>改正法では、地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないとされていることから、条例において、手数料の額を定める必要がある。</p> <p>なお、手数料の額については条例において無料とすることが許容されており、開示請求の手数料とは別に、開示文書の写しの交付に要する費用を実費として徴収することも可能とされている。</p> <p style="text-align: center;">※国の場合、開示請求時に 3 0 0 円を手数料として徴収。 (オンラインによる場合は 2 0 0 円)</p>
論 点		<p>手数料徴収とするか、写しの交付に係る費用とするか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 請求者・実施機関の負担 ・ 情報公開条例との整合（従量制による開示の実施）
検 討		<p>考え方としては以下の 2 パターン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手数料を徴収 ・ 手数料を無料とし、実費を徴収（現条例のとおり）
方向性		<ul style="list-style-type: none"> ・ 請求者に対する負担や、実務における負担を増やさず、情報公開条例との整合性を保つという観点を踏まえ、開示請求に係る手数料は、条例において無料と規定。 ・ 開示文書の写しの交付に要する費用については、現行制度における従量制の費用と同額となることが望ましい。